

IV. 記載例及び記載要領

1. [20001帳票]の記載例及び記載要領

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
 総合評定値請求書

不要な部分を二重線で消す。

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和8年4月15日

住所、商号名称、代表者氏名を記入(ゴム印可)。

申請日時点の許可年月日について、許可年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものについて記入。なお、左欄の数字は許可年月日の年度を記入。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 山梨県 知事

甲府市丸の内1-6-1
 (株) 甲斐建設サービス
 申請者 代表取締役 山梨 三郎

押印
 不要

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 00 年 00 月 00 日	00	00
申請番号	02	大臣 知事 コード 19	国土交通大臣 知事 許可(般特) 07	第 019876 号
許可年月日		令和 07 年 04 月 20 日		
前回の申請番号	03	大臣 知事 コード 00	国土交通大臣 知事 許可(般特) 00	第 000000 号
許可年月日		令和 00 年 00 月 00 日		
審査基準日	04	令和 07 年 11 月 30 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1 (1.法人)	資本金額又は出資総額 10000 (千円)	法人番号 100020030000
商号又は名称のフリガナ	08	カイケンセツサービス		
法人のみ記入。(個人は空欄)	09	(株) 甲斐建設サービス		
姓と名の間は1マス開ける。	10	ヤマナシ サプロウ		
代表者又は個人の氏名	11	山梨 三郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	19201		
主たる営業所の所在地	13	丸の内1-6-1		
郵便番号	14	400-8501	電話番号	055-227-1111
許可を受けている建設	15	22111111111111		
経営規模等評価対象建設業	16	9999		

前回申請時の許可番号から変更があった場合に記入。
 原則、直近の営業年度の終了の日を記入。

記載要領のコードを参照して該当するものを記入。

左欄への記入は必須(記載要領のコード参照)。右欄への記入は特殊経審等の取扱いにより、決算日以外の日を審査基準日とする場合等に限り記入。

国税庁から送付された通知又は「国税庁法人番号公表サイト」に掲載の13桁の番号を記入。

拗音、促音、濁音、半濁音についても一文字として扱い、記入。

山梨県市町村コード番号表より該当するコードを記入。

市区町村以降に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「〇丁目〇番〇号」については、「-」(ハイフン)を用いて記入。

申請日時点の許可業種のカラムに、一般建設業許は「1」を、特定建設業許は「2」を記入。

経営規模等評価の申請対象とする業種のカラムに「9」を記入。

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長、北海道開発局長、国土交通大臣及び知事」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1□2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、02年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 07「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

様式第二十五号の十四

- 22 19 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 20 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば000001のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

2. [2002帳票]の記載例及び記載要領

(用紙A4)

2 0 0 0 2

完成工事高計算基準の区分が
 ・2年平均の場合：審査基準日から24ヶ月遡った日の属する年月
 ・3年平均の場合：審査基準日から36ヶ月遡った日の属する年月
 を記入する。

この帳票が2枚以上になる場合は最初の用紙にのみ記入し、以降は空白。

工事種別完成工事高
 工事種別元請完成工事高

激変緩和措置の選択肢を必ず記入する。

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 業年度又は前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
3 1	自 0 4 年 1 2 月 至 0 6 年 1 1 月	0 6 年 1 2 月 至 0 7 年 1 1 月	0 4 年 1 2 月 至 0 5 年 1 1 月	0 6 年 1 2 月 至 0 7 年 1 1 月	2 (1. 2年平均 2. 3年平均)
業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	
3 2 0 1 0	2 5 6 2 4 1 0	1 0 7 6 4 1 0	1 0 5 7 3 1 9	5 0 0 0 1 3 5	
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
業種名を記入 (以下同じ)	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,001,266*12/12=1,001,266	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 50,266*12/12=50,266	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 4,123,555*12/12=4,123,555	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,102,555*12/12=2,102,555	3年平均を選択した場合、計算表で求められた完工高の合計を2で除して得た数(端数切捨)を記入。(以下同じ)
土木一式 工事					右詰で記入。(以下同じ)
3 2 0 1 1	8 6 4 5 8 6	2 1 1 4 2 3	1 0 5 4 3	5 2 4 8	
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
PC 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 211,326*12/12=211,326	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 110,300*12/12=110,300	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,517,847*12/12=1,517,847	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 312,547*12/12=312,547	「プレストレストコンクリート構造物(PC)工事」の内数を記入 できるだけ大きなポイントで記入
3 2 0 2 0	3 4 2 3 1 1	7 5 9 8 5	1 1 4 5 7 1	5 7 0 9 4	
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
建築一式 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 260,110*12/12=260,110	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 50,987*12/12=50,987	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 424,512*12/12=424,512	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 100,983*12/12=100,983	【注意】 「土木一式工事」を受審する場合は「プレストレストコンクリート構造物(PC)工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」を受審する場合は「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」を受審するときは「鋼橋上部工事」を、受注実績にかかわらず記入。
3 2 0 3 0	0	0	0	0	
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
大工 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0	完工高がゼロであっても、必ず「0」を記入。
3 3					
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	この帳票が2枚以上になる場合は、最後の用紙にのみ記入し、それ以外の用紙は空白。
3 4					
合計					

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 ②. 無)

2. [2002帳票]の記載例及び記載要領

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

2枚目以降は空白。

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 7 年 10 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月										審査対象事業年度 自 11 年 13 月 15 年 17 月 19 月 計算基準の区分 (1. 2年平均) 2. 3年平均)									
業種 3 2 0 5 0	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 とび・土工 コンクリート 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 4,655*12/12=4,655					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 27,100*12/12=27,100					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 8,867*12/12=8,867														
業種 3 2 0 5 1	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000*12/12=2,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000*12/12=2,000														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0*12/12=0					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0*12/12=0														
業種 3 2 2 9 0	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 解体 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5,500*12/12=5,500					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 500*12/12=500														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0*12/12=0					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0*12/12=0														
業種 3 2	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
(※)「プレストレストコンクリート構造物(PC)」、「法面処理」及び「鋼橋上部」は合計には計上しない。																				
業種 3 3	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,500*12/12=2500					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 4,465*12/12=4465					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 4,465*12/12=4465														
業種 3 4	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
工事の種類 合計	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 ②. 無)																				

様式第二十五号の十四別紙一

090	管	工	事	190	内	装	仕	上	工	事
-----	---	---	---	-----	---	---	---	---	---	---

- 5

3	3
---	---

 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6

3	4
---	---

 「合計」の欄は、完成工事高においては、

3	2
---	---

 及び

3	3
---	---

 に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば

			1	2	3	4	0
--	--	--	---	---	---	---	---

0	0
---	---

 のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

3. [2005帳票]の記載例及び記載要領

(用紙A4)
2 0 0 0 5

技術職員名簿

この帳票の頁数を記入。
右詰めで記入し、空位のカラムは「0」で埋める。

前回申請時の技術職員名簿に掲載
のない技術職員に「○」を付ける。

頁

項番
数 8 1 0 0 1 頁

「技術職員有資格者区分コード表」(P.28~
P.31)を参照し記入。(以下同じ)

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	山梨 一郎	H 4 年 2 月 1 日	30	8 2	0 1 2 1 4	1	0 2	1 2 0	2	00252253	20
2		山梨 二郎	S 6 2 年 12 月 1 日	35	8 2	0 2 1 2 0	2	0 5	2 1 4		2 級	
3		山梨 三郎	S 6 2 年 12 月 2 日	34	8 2	0 3 2 2 2	2					
4		山梨 四郎	S 5 4 年 7 月 10 日	43	8 2	0 1 1 1	2					
5		山梨 五郎	S 5 2 年 2 月 22 日	45	8 2	0 1 0 0 1	2					
6		山梨 六郎	S 3 2 年 8 月 8 日	65	8							
7		山梨 七郎	S 3 0 年 9 月 19 日	67	8							30
8	○	山梨 八郎	S 5 7 年 7 月 4 日	40	8							
9		山梨 九郎	H 3 年 4 月 3 日	31	8							
10			年 月 日		8							
11			年 月 日		8 2							
12												
13												
14												
15			年 月 日									
16			年 月 日									
17												
18												
19												
20												
21												
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

公認会計士等、二級登録経理試験合格者等に該当する場合には、その旨も記入。

技術職員1人につき2業種のみ申請可
(1つの業種に2つの資格は申請できません。)
(2業種の考え方)
・1資格から2業種選択
例:「土木施工管理技士」保有の場合
→「土木一式」と「とび・土工」共に選択可
・2資格から2業種選択
例:「土木施工管理技士」と「建築施工管理技士」を保有の場合
→「土木一式」「建築一式」共に選択可

50音順に記載。

審査基準日(決算日)時点での年齢を記入。

審査基準日が令和4年11月30日の場合、この表において
若年技術職員(35歳未満)は3人 (No1、3、9)
新規若年技術職員は1人 (No1)

「講習受講」欄について
申請する業種について、次の①から③の要件をすべて満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。
①法第15条第2号イに該当するものであること(1級国家資格者相当)
②監理技術者資格者証の交付を受けていること
③講習修了した日が審査基準日以前の日付かつ審査基準日講習修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること

CPD単位取得数について
・当該技術者が審査対象年に取得した単位数をそのまま記載するのではなく、当該取得単位数をCPD認定団体ごとに決められた数値(記載要領の告示別表第18参照)で除し、その値に30を乗じた数値を記載。
・各技術者のCPD単位取得数の上限は30、小数点以下は切り捨て。
・複数の団体のCPD単位を取得した場合は、いずれか1つの団体を選択。

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第25号の14別紙2）記載要領

記載要領

- この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内（審査基準日から遡って1年以内）に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。
- 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記入すること。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25

土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。

$(\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}) \div (\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}) \times 30$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

技術職員名簿に001,002及び099資格の記載をした場合に作成

001,002及び099資格の技術職員名簿一覧表

記載例

許可番号： 19-019876

業者名： (株) 甲斐建設サービス

審査基準日： 令和7年11月30日

新たに申請する技術職員の指定学科については、加点対象であるか確認を行いますので、事前に建設業対策室までご確認をお願いします。

甲府市丸の内1-6-1
(株)甲斐建設サービス
代表取締役
山梨 三郎

押印
不要

証明者

この「001, 002及び099の技術職員名簿一覧表」の記載事項は、事実と相違ありません。

頁	通番	氏名	生年月日	学校名及び学科名	卒業年月	専門学校卒業の場合		業種コード	有資格区分コード	経験年数	業種コード	有資格区分コード	経験年数	備考
						専門課程修了	高度専門士又は専門士							
1	5	山梨 五郎	S37. 2. 22	〇〇大学工学部土木科	S55. 3			01	001	3				
1	6	山梨 六郎	S32. 8. 8					02	002	10				
1	9	山梨 九郎	H3. 4. 3	〇〇専門学校土木工学科	H27. 3	○	○	01	099	3	05	099	4	

001又は099で申請の場合は、最終学歴ではなく指定学科を記載
002で申請の場合は記載不要
※電気工事業及び消防施設工事業の実務経験については、電気工事士法、消防法等の趣旨に鑑み、原則として認められません。

専門学校卒の場合の実務経験は、
「専門課程修了」に○の方は5年以上
「専門課程修了」及び「高度専門士又は専門士」に○の方は3年以上

※技術職員名簿順に作成をお願いします。

※上記項目

(1) 有資格区分コード001：建設業法第7条第2号イに該当するもの
①高校(所定学科卒業)+実務経験5年以上 ②大学(所定学科卒業)+実務経験3年以上
評価を受けようとする建設業に関する実務の経験をしている者。卒業証明書を提示してください。

(2) 有資格区分コード002：建設業法第7条第2号ロに該当するもの
学歴に関係なく実務経験10年以上
評価を受けようとする建設業に関する実務の経験をしている者。

(3) 有資格区分コード099
学校教育法による所定学科を修めて専門学校卒業後、専門学校(1年制)5年以上、専門学校(2年制以上)3年以上
評価を受けようとする建設業に関する実務の経験をしている者。卒業証明書を提示してください。

(4) 生年月日：大正→T、昭和→S、平成→H、令和→R

(5) 業種コード、有資格区分コード、通算年数は一つ選択した場合は左側につめて記載してください。

(6) 専門学校卒業の場合、「専門課程修了」、「高度専門士又は専門士」に該当する場合、該当する項目に「○」を記載してください。

※高度専門士・専門士の方は、称号が確認出来る証明書を提出して下さい。

専門学校(専修学校専門課程)については、文部科学省のHP内の「専修学校一覧」にてご確認ください。

【ポイント】 「実務の経験」とは・・・

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいう。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした見習い中の技術的経験も含まれる。また、この実務の経験は、請負人の立場における経験に限られないから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験もこれに含まれるが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれない。また、実務の経験の期間は、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算出来ません。

※必要に応じて、実務経験証明書(建設業法施行規則別記様式第9号)等を追加で求める場合があります。

3. [20004帳票]の記載例及び記載要領

(用紙A4)
20004

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 7 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 4 8 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 4 9 0 (単位)

技能レベル向上者数 5 0 1 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 5 1 1 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 5 2 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 3 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 4 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 5 2 3 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 7 1 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 8 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 9 2 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 6 0 1 [1.会計監査人の設置、2.会計監査人の設置及び監査報告書の提出、3.経理処理の適正を確認]

公認会計士等の数 6 1 0 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 2 1 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 3 0 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 4 3 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 5 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 6 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 7 1 [1.有、2.無]

技術職員名簿帳票の人数

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
9 (人)	3 (人)	33.3 %
技術職員名簿と様式第4号に記載されたCPD単位数の合計を記載(該当者がいない場合は0を記載。)	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
	1 (人)	11.1 %

技術者数 11 0 (人)

技能者数 9 3 (人)

控除対象者数 15 1 (人)

※項番49又は50に1以上の記載がある場合、様式第4号及び様式第5号を両方とも(該当者なしでも)提出してください。

「1」「2」の場合は様式第6号を提出。

「1」: 会計監査人の設置
監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合(監査報告書の写しを提出)

「2」: 会計参与の設置
会計参与報告書が作成されている場合(会計参与報告書の写しを提出)

「3」: 下記のいずれかの者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出
・公認会計士、税理士
・登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士

「4」: 上記以外

一級建設業経理事務士はこちらに該当。

最大15台まで記入可能

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第25号の14別紙3）

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

- 10 ④⑨「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11 ⑤⑩「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であって第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 ⑤①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 ⑤②「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 ⑤③「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 ⑤④「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 ⑤⑤「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 ⑤⑥「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 ⑤⑦「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 ⑤⑧「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 ⑤⑨「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

- 21 **6** **0** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 **6** **1** 1 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 **6** **2** 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 **6** **3** 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 **6** **4** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 **6** **5** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 27 **6** **6** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 **6** **7** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

様式第5号の記載例及び記載要領

(用紙A4)

令和〇年〇月〇日

空きスペースに商号を記載。

技能者名簿

申請年月日を記載。

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	甲府一郎	S46年7月14日			○
2	甲府二郎	S50年10月25日	令和4年10月30日	○	
3	甲府三郎	S53年1月19日			
合計	3 (人)			1 (人)	1 (人)

審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価が向上した者に○印を記載。

審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者に○印を記載。

該当者がいない場合は「該当者なし」と記載。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

決算期変更の記載例(1)

(用紙A4)

20001

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
 総合評定値請求書

令和〇年〇月〇日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 山梨県 知事

甲府市丸の内1-6-1
 (株) 甲斐建設サービス

申請者代表取締役 山梨 県 三 郎 殿

押印
不要

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 〇 年 〇 月 〇 日	〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇

申請時 の 許 可 番 号	02	大臣 知事	コード	19	国土交通大臣 知事	許可(一般-07)	第	019876	号	令和	〇 〇	年	〇 〇	月	〇 〇	日
------------------------------	----	----------	-----	----	--------------	-----------	---	--------	---	----	-----	---	-----	---	-----	---

前回の申請時 の 許 可 番 号	03	大臣 知事	コード	〇 〇	国土交通大臣 知事	許可(一般-〇〇)	第	〇 〇 〇 〇 〇 〇	号	平成	〇 〇	年	〇 〇	月	〇 〇	日
---------------------------------	----	----------	-----	-----	--------------	-----------	---	-------------	---	----	-----	---	-----	---	-----	---

審査基準日	04	令和	〇 〇	年	〇 〇	月	〇 〇	日
-------	----	----	-----	---	-----	---	-----	---

申請等の区分	05	1
処理の区分	06	02

左欄に「02」を記入する。

法人又は個人の別	07	1	(1.法人)	資本金額又は出資総額	10000	(千円)	法人番号	1000200030000
----------	----	---	--------	------------	-------	------	------	---------------

商号又は名称 のフリガナ	08	カ イ ケ ン セ ツ サ ー ビ ス
-----------------	----	---------------------

商号又は名称	09	(株) 甲斐建設サービス
--------	----	--------------

代表者又は個人
のフリガナ

代表者
個人
主たる営業所
市区町村
主たる営業所

(※)決算期変更を行った場合(事前審査が必要です)

決算期変更を行った場合、利益額及び完成工事高において、通常と異なった記載になります。
 この記載を確認するために、計算結果の事前審査を行っております(計算方法の確認です。内容の審査は行いません)。
 また、事前審査が必要なのは、決算期変更を行った期のみです(次期以降、事前審査は不要です)。

【事前審査】
 場 所：建設業対策室
 期 限：経審受審日の1週間前まで
 持参するもの：(全て提出。提出後、書類の返却を致しませんのでご注意ください。)
 i) 経営規模等評価申請書〔20001帳票〕〔20002帳票〕〔20004帳票〕(写し)(押印不要)
 ii) 経営状況分析(写し)
 iii) 審査基準日を含む確定申告書(写し)
 (必要に応じ、追加の資料が必要となる場合があります)

事前審査を行った結果は、電話等でご連絡します。

許可を受け
建設

経営規模等評
対象建設業

決算期変更の記載例(3)

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高		工事種類別元請完成工事高	
審査基準日の12ヶ月前から遡って24ヶ月(2年平均の場合は12ヶ月)に含まれる実際の決算期を記載。		審査基準日から遡って12ヶ月の期間を記載。	
審査基準日の12ヶ月前から遡って24ヶ月の期間(2年平均の場合は12ヶ月)を記載。		審査基準日から遡って12ヶ月に含まれる実際の決算期を記載。	
項番	3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度
	自 0 5 年 0 1 月 至 0 6 年 1 2 月	令和6年4月～令和7年3月 令和5年4月～令和6年3月 令和5年4月～令和6年3月 令和4年4月～令和5年3月	令和7年4月～令和7年12月 令和6年4月～令和7年3月
			計算基準の区分 2 (1. 2年平均) 2. 3年平均
業種コード	3 2 2 2 0	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	電気通信 工事	1 1 0 0 0	5 5 0 0
		14,000+12,000×3/12=17,000	7,000+6,000×3/12=8,500
		完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 12,000×9/12+10,000× 3/12=11,500	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 6,000×9/12+5,000× 3/12=5,750
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 10,000×9/12+12,000× 3/12=10,500	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 5,000×9/12+6,000× 3/12=5,250
上段:	②の決算期間(12ヶ月)の完工高に9/12を乗じた額と、③決算期間(12ヶ月)の完工高に3/12を乗じた額の合計値を記載(計算式も記載する) (②の完工高×9/12+③の完工高×3/12)		
下段:	③の決算期間(12ヶ月)の完工高に9/12を乗じた額と、④決算期間(12ヶ月)の完工高に3/12を乗じた額の合計値を記載(計算式も記載する) (③の完工高×9/12+④の完工高×3/12)		
※元請完工高も、上記の完工高の計算の例により計算し記載			
工事の種類	3 3	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
	其他	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0×9/12+0×3/12=0	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0×9/12+0×3/12=0
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0×9/12+0×3/12=0	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0×9/12+0×3/12=0
合計	3 4	1 1 0 0 0	5 5 0 0
		17 0 0 0	8 5 0 0
(※)決算期を3月から12月に変更した例			
		【完成工事高】	【元請完成工事高】
		①R7. 4～R7. 12(9ヶ月): 14,000千円	7,000千円
		②R6. 4～R7. 3(12ヶ月): 12,000千円	6,000千円
		③R5. 4～R6. 3(12ヶ月): 10,000千円	5,000千円
		④R4. 4～R5. 3(12ヶ月): 12,000千円	6,000千円
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例	(1. 有 (2. 無))		

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
山梨県知事 殿

年 月 日

1. 令和5年8月14日以降の審査基準日から適用となります。
2. 日本国内における元請工事について、件数を記載してください。
3. 海外の工事は対象外です。
4. 措置対象外となる「軽微な工事」「災害応急対策」でも措置を実施した場合は「措置実施工事」に件数を計上してください。

建設キャリアアップシステム事業者 ID

1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

甲府市丸の内1-6-1

商号又は氏名 (株)甲斐建設サービス
代表者氏名 代表取締役 山梨 三郎

申請区分 2 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		10件
措置未実施工事	軽微な工事	3件
	災害応急対策	2件
合 計		15件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

建設機械の保有状況一覧表

記載例

加対象の上限となる15台まで記載可

審査基準日: 令和7年11月30日

所在地 甲府市丸の内1-6-1
 申請者 商号又は名称 (株)甲斐建設サービス
 代表者氏名 代表取締役 山梨 三郎

押印
不要

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日		検査実施年月日	
							リース開始日	リース期間満了日		
1	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	◇◇◇◇	000ZZ	889977	バックホウ	自社所有	令和5年12月7日		令和7年12月11日	
2	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	☆☆☆☆	111YY	123456	1.2m ³	自社所有			令和7年8月23日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	〇〇〇〇	AAABB	山梨 建 7234	最大積載量 9,000kg	自社所有	平成28年9月10日		令和7年9月10日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	審査基準日時点における直近の特定自主検査記録表等の「検査年月日」を記入								
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有				
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース				
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有				
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース				

審査基準日が含まれる車検証有効期間の開始日、若しくは審査基準日前一年以内に実施した検査日等を記入

【記載要領】

- ※項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。
- ※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。
- ※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
 - ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
 - ②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)
 - ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2m³)
 - ④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)
 - ⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
 - ⑥「ダンプ車」にあつては、自動車検査証の「車体の形状」欄に記載されている種類(例:ダンプフルトレーラ)。
 - ⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さ(例:2メートル)
 - ⑧「締固め用機械」にあつては、その種類
 - ⑨「解体用機械」にあつては、その種類
- ※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。
- ※「自社所有」の場合には、自動車検査証記録事項の所有者欄(使用者欄ではない)が申請者の名義となっていること。
- ※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。
- ※「検査実施年月日」については、新車の場合は空欄とし、定期検査を実施している場合は「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
 - ①「ショベル系掘削機」「ブルドーザー」「トラクターショベル」「モーターグレーダー」「高所作業車」「締固め用機械」「解体用機械」にあつては、特定自主検査記録表に記載された検査年月日。
 - ②「移動式クレーン」にあつては、移動式クレーン検査証に記載された有効期間(審査基準日が含まれるもの)の開始日。
 - ③「ダンプ車」にあつては、審査基準日以前に検査が行われ、審査基準日時点で当該検査の有効期間内であることを確認できる登録状況等に応じた次のいずれかの日を記入。
 - ・車検有効期間開始日(前回車検有効期間満了日の翌日) ・審査基準日前1年以内の検査実施日 ・自動車検査証記録事項の 4.備考【旧走行距離表示値】横の()内の日付

この書式は、「その他の審査項目(社会性等) [20004 帳票]」の
項番61「公認会計士等の数」が0人でなく、**項番60**「監査の受
審状況」で「3」を選択する場合に提出が必要となる書類です。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
(株)甲斐建設サービスの令和○年12月1日から令和○年11月30日までの第19期
事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算
書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準そ
の他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び**別添**の会計処理に関
する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

別添書類の添付を忘れないよう注意！

※別添書類は県ホームページに掲載しています。

(「Ⅱ. 審査の期日及び方法等 7. 申請用紙の取扱い先」
記載のアドレスからダウンロードしてください。)

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
山梨県知事 殿

令和○年○月○日

商号又は名称
所属・役職

(株)甲斐建設サービス
総務部 経理担当

氏名

山梨 四郎

印

公認会計士等の
個人印 必要

以上

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

誓約書

山梨県知事 殿

この書式は建設機械の保有状況一覧表にリース期間が審査基準日時
点で1年7か月未満のものを掲載するときに併せて提出する書類です。

許可番号 019876

商号・名称 (株) 甲斐建設サービス

代表者氏名 代表取締役 山梨 県三郎

住 所 甲府市丸の内1-6-1

提出日 令和〇年〇〇月〇〇日

審査基準日 令和〇年〇〇月〇〇日

下記の建設機械について、審査基準日から1年7ヶ月以上のリース残期間が足りませんが、当該建設機械のリースを延長もしくは買い取りを行い、1年7ヶ月を超える期間保有することを誓約します。

尚、下記の建設機械について、審査基準日より1年7ヶ月を超える期間保有しなかった場合については、次回の審査基準日の経営事項審査について、建設機械の保有状況が一切認められないことを承諾し、このことについて異議申し立てを致しません。

記

メーカー名 ○○○○

型 式 11111111

車体番号 9999999

リース会社 ○○○○ (株)

リース期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

以上

記載例

委任状

山梨県行政書士会 会員番号第7777777号

私は、住所 山梨県甲府市丸の内1-9-11
氏名 行政書士 建 対 太 郎
電話番号 055-223-1843
F A X 055-223-1844

を、代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

- 1 申請書等を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項
申請書等作成に関する一切の件
- 2 上記1の書類の提出を代理（行政書士法第1条の3第1項）するための以下の事項
申請書等の提出を代理する件
申請書等の補正を代理する件
申請に当って、申請内容を説明又は弁明する件
申請を取り下げ又は撤回する件

令和 年 月 日

委任者 住所 山梨県甲府市丸の内1-6-1
氏名 株式会社 甲斐建設サービス
代表取締役 山 梨 三 郎

委任の内容は、

- ① 申請書等作成
- ② 申請書等の提出を代理（申請書類の提出・補正、申請内容の説明又は弁明、申請の取り下げ又は撤回）等具体的に記入すること。

行政書士となる資格を有する者のうち「行政書士会に加入している者」だけが、官公庁に提出する書類を作成及び提出する手続きについて代理をすることができます。

したがって、行政書士会に加入していない公認会計士及び税理士等は、経審の書類の作成等は行えませんので御注意ください。

〈様式〉

【記入例】「資本性借入金」該当証明書

令和7年8月1日

所有資格 建設業経理士1級
商号又は名称 ●●株式会社
氏名 国土 太郎

△△株式会社において、令和7年3月31日時点の借入残高のうち、50,000,000円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が5年超	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目5.借入日 6.期限
	期限一括償還* ¹	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目7.返済方法
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定* ²	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保* ³	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条

*¹ 同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。

*² 業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。

*³ 少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目	内容
貸出主	××銀行
借入金額	50,000,000円
借入期間	2015年4月1日～2027年3月31日
当期決算日における残存年数	2年以上3年未満
自己資本と 扱う額* ⁴	当期決算日 (2025年3月31日) 20,000,000円
	前期決算日 (2024年3月31日) 30,000,000円

*⁴ 「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

〈別紙〉

「資本性借入金」とみなして取り扱うことが可能なものと考えられる
関係省庁等の制度

制度名
挑戦支援資本強化特例制度 (日本政策金融公庫)
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度 (日本政策金融公庫)
中小企業活性化協議会版「資本的借入金」
中小企業活性化協議会版「資本的借入金」 (新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度協調型)
災害対応型劣後ローン (日本政策金融公庫)
産業復興機構による既往債権の買取制度
危機対応業務による中小・中堅・大企業向け劣後ローン (日本政策投資銀行・商工中金)
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度
農林漁業経営資本強化資金

V. 総合評定値及び経営規模等評価点数の 算出方法

1. 総合評定値の算出方法

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25(X1) + 0.15(X2) + 0.20(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

経営事項審査の項目は、経営規模(X)、経営状況(Y)、技術力(Z)、社会性等(W)から成り立っており、それぞれについて客観的な評点がつけられ、それらをもとに客観的事項全体について総合的な評点の結果である総合評定値(P)が算出されることとなります。

(1-1) 工事種類別年間平均完成工事高の評点(X1)	}	(1) 経営規模の評点(X)
(1-2) 自己資本額+利払前税引前償却前利益の評点(X2)		
(2) 経営状況の評点(Y)		
(3) 技術力の評点(Z)		
(4) その他の審査項目(社会性等)の評点(W)		

2. 経営規模の評点(X)の算出方法

(1) 工事種類別年間平均完成工事高(X1)

【計算方法】

- 次の評点テーブルにより算出します。
- 種類別年間平均完成工事高は、直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とする。ただし、すべての審査対象建設業において同一の方法によることとする。(審査対象建設業ごとにいずれかの方法を選択することはできない)
- (年間平均完成工事高)は千円単位とし、端数は切り捨てる。
- 評点に小数点以下の端数がある場合は切り捨てる。

許可を受けた建設業に係る建設 工事の種類別年間平均完成工事高		点 数
1,000億円以上		2,309
800億円以上	1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
100億円以上	120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
80億円以上	100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
60億円以上	80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
50億円以上	60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
40億円以上	50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
30億円以上	40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
25億円以上	30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
20億円以上	25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
12億円以上	15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
10億円以上	12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
8億円以上	10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
6億円以上	8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
5億円以上	6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
4億円以上	5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
3億円以上	4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
2億5,000万円以上	3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
2億円以上	2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
1億5,000万円以上	2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
1億円以上	1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
8,000万円以上	1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
6,000万円以上	8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		点 数	
5,000万円以上	6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 +$	565
4,000万円以上	5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 +$	550
3,000万円以上	4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 +$	530
2,500万円以上	3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 +$	524
2,000万円以上	2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 +$	509
1,500万円以上	2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 +$	493
1,200万円以上	1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 +$	483
1,000万円以上	1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 +$	473
	1,000万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 +$	397

(2) 自己資本額及び利益額(X2)

【計算方法】

自己資本額及び利益額(X2) = ((①自己資本額の点数) + (②利益額の点数)) ÷ 2
 次の①、②の各評点テーブルにより算出します。

①自己資本額の点数

○ 次の評点テーブルに当てはめて算出します。

自己資本の額又は平均自己資本額		点 数	
3,000億円以上		2,114	
2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 +$	1,736
2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 +$	1,686
1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 +$	1,614
1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 +$	1,557
1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 +$	1,503
800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 +$	1,463
600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 +$	1,407
500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 +$	1,356
400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 +$	1,321
300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 +$	1,269
250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 +$	1,233
200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 +$	1,193
150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 +$	1,153
120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 +$	1,114
100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 +$	1,084
80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 +$	1,054
60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 +$	1,022

自己資本の額又は平均自己資本額		点 数
50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
2億5,000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
2億円以上	2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
1億5,000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
1億円以上	1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
	1,000万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

②利益額の点数

○ 次の評点テーブルに当てはめて算出します。

平均利益額	点 数	
300億円以上	2,447	
250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$

平均利益額		点数
100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
	1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

3. 経営状況の評点(Y)の算出方法

【計算方法】

$$\text{経営状況の評点} = 167.3 \times A + 583 \quad (A = \text{経営状況点数})$$

4. 技術力の評点(Z)の算出方法

【計算方法】

$$\text{技術力の評点}(Z) = (\text{①技術職員数に係る評点}) \times 0.8 + (\text{②元請完成工事高に係る評点}) \times 0.2$$

①技術職員数に係る評点

【技術職員数値の算出方法】

- 当該建設業者の審査基準日における技術職員の所有する資格に対応する選択した1業種ないし2業種に配点した値(技術職員数値)を算出します。

【計算方法】

技術職員数値

$$\begin{aligned} &= (\text{一級免許を保有し監理技術者証の交付を受けかつ講習を受講した者の数} \times 6) \\ &+ (\text{前記以外の一級技術者数} \times 5) + ((\text{監理技術者補佐}) \times 4) + (\text{基幹技能者等数} \\ &\times 3) + (\text{二級技術者等数} \times 2) + (\text{その他の技術者数} \times 1) \end{aligned}$$

- 算出した技術職員数値を次の評点テーブルに当てはめます。

技術職員数値		点 数
15,500以上		2,335
11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$

技術職員数値		点 数
390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
	5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

②元請完成工事高に係る評点

○ 次の評点テーブルに当てはめて算出します。

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	点 数
1,000億円以上	2,865
800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高		点数
80億円以上	100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
60億円以上	80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
50億円以上	60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
40億円以上	50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
30億円以上	40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
25億円以上	30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
20億円以上	25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
12億円以上	15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
10億円以上	12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
8億円以上	10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
6億円以上	8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
5億円以上	6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
4億円以上	5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
3億円以上	4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
2億5,000万円以上	3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
2億円以上	2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
1億5,000万円以上	2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
1億円以上	1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
8,000万円以上	1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
6,000万円以上	8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
5,000万円以上	6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
4,000万円以上	5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 61$

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	点 数
	0
3,000万円以上 4,000万円未満	31×(年間平均元請完成工事高)÷ 10,000+ 59 4
2,500万円以上 3,000万円未満	19×(年間平均元請完成工事高)÷ 5,000+ 57 3
2,000万円以上 2,500万円未満	23×(年間平均元請完成工事高)÷ 5,000+ 55 3
1,500万円以上 2,000万円未満	28×(年間平均元請完成工事高)÷ 5,000+ 53 3
1,200万円以上 1,500万円未満	19×(年間平均元請完成工事高)÷ 3,000+ 52 2
1,000万円以上 1,200万円未満	16×(年間平均元請完成工事高)÷ 2,000+ 50 2
1,000万円未満	341×(年間平均元請完成工事高)÷ 10,000+ 24 1

5. その他の審査項目(社会性等)の評点(W)の算出方法

【計算方法】

社会性(W)

= {(①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況) + (②建設業の営業継続の状況) + (③防災活動への貢献の状況) + (④法令遵守の状況) + (⑤建設業の経理の状況) + (⑥研究開発の状況) + (⑦建設機械の保有状況) + (⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況)} × 10 × 175 / 200

①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

(1)労働福祉の状況

【計算方法】

労働福祉の状況の点数 = (加点項目 × 15点) - (減点項目 × 40点)

	審査項目
加点項目	「建設業退職金共済加入」、「退職一時金もしくは企業年金制度の導入」、「法定外労災制度への加入」
減点項目	「雇用保険未加入」、「健康保険の未加入」、「厚生年金保険の未加入」

(2)若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

○若年技術職員の継続的な育成及び確保

技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合 1点

○ 新規若年技術職員の育成及び確保

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合 1点

(3) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

- $\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$ の数値が、3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

- $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、 $\text{技能者数} - \text{控除対象者数} = 0$ の場合、 $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値は、0とする。

(4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価します。

認定の区分		配点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代育成支援対策推進法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定	ユースエール	4

※ 複数の認定を取得している場合は、取得している認定のうち最も配点の高いものを評価します。

(5) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
1. 全ての建設工事で実施	15
2. 全ての公共工事で実施	10
3. 非該当	0

② 建設業の営業継続の状況

- 次の評点テーブルに当てはめて算出します。
- ただし、再生企業（民事再生企業及び会社更生企業）は再生期間中（手続開始決定日から手続終結決定日まで） **－60点**
- 再生期間終了後における「営業年数」評価は、**ゼロ年から再スタート**

営業年数	点数
35年以上	60
34年	58
33年	56
32年	54
31年	52
30年	50
29年	48
28年	46

営業年数	点数
19年	28
18年	26
17年	24
16年	22
15年	20
14年	18
13年	16
12年	14

27年	44
26年	42
営業年数	点数
25年	40
24年	38
23年	36
22年	34
21年	32
20年	30

11年	12
10年	10
営業年数	点数
9年	8
8年	6
7年	4
6年	2
5年以下	0

③防災活動への貢献の状況

防災協定締結あり:20点 防災協定締結なし:0点

④法令遵守の状況

指示処分を受けた場合 : -15点

営業停止処分を受けた場合 : -30点

⑤建設業の経理の状況

【計算方法】

建設業経理の状況 = (A監査の受審状況) + (B公認会計士等数)

A. 監査の受審状況

- ・ 会計監査人設置の場合:20点
- ・ 会計参与設置の場合:10点
- ・ 経理処理の適正を確認した旨の書類を提出した場合:2点

B. 公認会計士数

【計算方法】

○ 公認会計士等数

= 公認会計士等(公認会計士・税理士及び登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士等)の数×1

+ 登録経理士講習実施機関に登録された2級登録経理士等の数×0.4

○ この公認会計士等数を次の評点テーブルに当てはめて算出します。

年間平均 完成工事高	公認会計士等数					
	600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満

10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0
点数	10	8	6	4	2	0

⑥ 研究開発の状況

○ 下記の評点テーブルに当てはめて算出します。

平均研究開発費の額	点数
100億円以上	25
75億円以上 100億円未満	24
50億円以上 75億円未満	23
30億円以上 50億円未満	22
20億円以上 30億円未満	21
19億円以上 20億円未満	20
18億円以上 19億円未満	19
17億円以上 18億円未満	18
16億円以上 17億円未満	17
15億円以上 16億円未満	16
14億円以上 15億円未満	15
13億円以上 14億円未満	14
12億円以上 13億円未満	13

平均研究開発費の額	点数
11億円以上 12億円未満	12
10億円以上 11億円未満	11
9億円以上 10億円未満	10
8億円以上 9億円未満	9
7億円以上 8億円未満	8
6億円以上 7億円未満	7
5億円以上 6億円未満	6
4億円以上 5億円未満	5
3億円以上 4億円未満	4
2億円以上 3億円未満	3
1億円以上 2億円未満	2
5,000万円以上 1億円未満	1
5,000万円未満	0

⑦ 建設機械の保有状況

台数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	0	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

		ISO9001 登録有	ISO9001 登録無
ISO14001 登録有	エコアクション 21 登録有	10点	5点
	エコアクション 21 登録無		
ISO14001 登録無	エコアクション 21 登録有	8点	3点
	エコアクション 21 登録無	5点	0点